## 第5回平成18年12月定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成18年12月19日 開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後0時00分 散会 招集の場所 与謝野町議会会議場

1.出席議員											
	1番	野	村	生	八	1	0番	赤	松	孝	_
	2番	畠	Щ	伸	枝	1	1番	勢	旗		毅
	3番	上	Щ	光	正	1	2番	多	田	正	成
	4番	廣	野	安	樹	1	3番	服	部	博	和
	5番	小	林	庸	夫	1	4番	有	吉		正
	6番	家	城		功	1	5番	谷		忠	弘
	7番	伊	藤	幸	男	1	6番	森	本	敏	軌
	8番	浪	江	郁	雄	1	7番	今	田	博	文
	9番	井	田	義	之	1	8番	糸	井	満	雄

## 2 . 欠席議員

(なし)

# 3.職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書 記 植松 ひろ子

## 4.地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田	貴美	代表監査委員	足立	正人
助 役	堀口	卓也	教 育 長	垣中	均
総務課長	大下	修	教育委員長	白杉	直久
企画財政課長	吉田	伸吾	商工観光課長	太田	明
岩滝地域振興課長	小林	哲也	農林課長	山﨑	信之
野田川地域振興課長	平野	勝彦	教育推進課長	土田	清司
加悦地域振興長	和田	茂	教 育 次 長	鈴木	雅之
税務課長	和田	茂雄	下水道課長	小西	忠一
住民環境課長	藤原	清隆	水 道 課 長	芋田	政志
会計室長	金谷	肇	保健課長	佐賀	義之
建設課長	坂本	典男	福祉課長	岡田	康利

# 5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

#### 6.議事の経過

(開会 午前9時30分)

議 長(糸井満雄) おはようございます。きょうご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

きのうに引き続き、一般質問を行います。

まず、3番、上山光正議員の一般質問を許します。

3番、上山光正議員。

3 番(上山光正) 皆さんおはようございます。ただいま議長の方より一般質問のお許しが出ました ので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、高齢者福祉計画書の待機者と実態はということでお尋ねするわけですが、先日野村議員の質問で、福祉の先進地デンマーク、スウェーデンの理念と目標の全容をお聞きしたわけですが、一転しまして時計の針を戻して、私は与謝野町の実態について野村議員の回答とも重複する部分もあるかとは思いますけれども、お許しをいただきまして、質問に入りたいと思います。

まず、高齢者福祉計画書の地域密着型のサービスでございますが、超高齢化社会を迎えまして、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が身近で住み慣れた地域で24時間の生活を支える、この拠点確保の観点から見てまいりますと、日常生活圏域の必要量などの検討調整を図りながら速やかに計画を掲げるとされております。

この福祉計画書の作成に基づきます高齢者の実態調査は、与謝野町周辺から実施されたと思いますが、都市部と異なりまして、集客力の乏しい地域でもあるわけですから、一つ目に、与謝野町にはボランティアで高齢者福祉に関する実態調査を依頼できる組織か、また何かがありますかということで、福祉計画書のアンケート調査設定は、要支援、要介護1の認定者に限られていたわけですが、郵送でもって回収されております。その中の困ったときの相談先につきましては、家族とかかりつけ医が当然のこととして圧倒的に多いわけです。重要なのは、その先の追跡調査でございますが、どの範囲の実態調査をされたのか、その結果報告を受けたいと思います。

調査設計によりますと、要介護1の認定者、そして調査機関は平成17年度8月1日から18日、調査票によりまして本人の記入方式で行われております。まして、困ったときの相談先が、先ほど申し上げましたとおり家族が一番多いわけですから、本当は調査機関に限らず、平常から実態調査を受けたいのは、むしろ本人よりも家族の方かと思います。その意味からも、担当職員の血の通った追跡調査と把握ができていましたでしょうか。

二つ目ですが、もし依頼者があった場合は、調査項目は何項目にわたっておりましたか、またその費用、支弁は無償であったのか、有償であれば予算書の科目の金額を伺いたいのと、いつでも調査報告書は閲覧ができますか。また調査依頼者と職員との意見交換の場がどういったところで用意され、集約された意見が高齢者福祉計画書のまたどの部分で反映をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

三つ目ですが、調査依頼とは別に、職員による月ごとの聞き込み調査と情報の集約はされておりましたでしょうか。集約された情報は、いつでも開示、閲覧ができる状態で整理保存ができて

おりましたでしょうか。

四つ目に、高齢者福祉は可能な限り地域住民に情報を開示していく必要があると思いますが、 そこで、与謝野町の要支援から要介護1から5までの実数、重度の在宅介護及び待機者の悲痛な 状況を重ねてこられた家族への、今後の対応策として、在宅介護と施設介護の方向性を具体的に 示していただき、予算化への取り組みを伺いたいと思います。

五つ目ですが、福祉計画書では地域密着型サービスの方向性が示されております。旧町単位の 三つの日常生活圏域のサービス必要量と、施設介護の拠点づくりが検討されておりますが、どち らも絶対に必要な視点に間違いがないわけですが、重度の在宅介護への視点もまた間違いがない ところでございます。そこで、前者と後者の緊急性と重要性を加味した上で、与謝野町の介護サ ービスにつなげるスタンスも伺い、平成19年度以降の重度在宅介護居宅の支援予算額と率も、 どこまで次年度に延ばされていくかも伺いたいと思います。

六つ目ですが、町と事業者の待機者解消への思いは多少異なってまいりますが、事業を推進するために、担当課職員の資質も当然問われるわけです。研修内容の関係も非常に重要な課題の一つかと思いますが、高齢者に明日をいきる保証がないわけですから、よほど心してかからないと、福祉施策が生きただけにとどまってまいります。

したがって、福祉のまち、与謝野町の後退は、決して許してはならないわけですから、住民と 与謝野町が信頼の絆で結ばれる環境整備が喫緊の課題かと思います。

国や京都府の指導の上にのり、机上の高齢化福祉の見解から一部でも脱却を図ることで、与謝 野町独自の事業展開を提言できる職員が育成でき、数に頼らない、能力優先の事業化を目指して ほしいと思いますが、いかがですか。

以上を1問目に質問させていただきます。よろしくお願いします。

議 長(糸井満雄) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) おはようございます。

上山議員さんの一般質問にお答えいたします。

「高齢者福祉計画書と待機者の実態は」とのご質問の、まず第1点目のご質問ですが、どのような内容の実態調査かによりますが、調査の依頼できる組織としては、民生児童委員さんやNPO法人などが考えられるのではないかというふうに思います。

次に、高齢者保健福祉計画時のアンケート調査についてでございますが、自立から要介護1までの高齢者を対象として1,000人の方にアンケート調査を依頼しまして、691人の方から回答をいただきました。

平成18年4月の介護保険制度の改正による新予防給付の取り組みを考えまして、その対象になられるであろう要支援と要介護1の方につきまして、施設入所者を除く全員の方にもアンケート調査をお願いいたしました。無記名によります調査でございましたので、その後の追跡調査につきましては、行っておりません。

次に、2点目のご質問でございますが、既に計画の策定は完了しておりますので、改めて調査 を行う考えはございませんし、予算計上もいたしておりません。

また、調査依頼者とは、アンケート調査の対象者のことを指しておられるのではというふうに

思いますが、職員との意見交換の場は設定しておりません。

ただし、計画策定委員会の議論の中で、意見集約を行いまして、計画書全般にわたって反映したつもりでございます。

3点目のご質問でございますが、4月1日に設置いたしました地域包括支援センターを中心として、各居宅介護支援センターのケアマネージャーとの地域ケア会議を10月から定期的に開催いたしまして、介護困難事例の検討やあるいは高齢者虐待等の情報交換を行いまして、それぞれが連携して、対処していくことにいたしております。

これらの情報につきましては、個人情報保護の観点から開示することはできませんので、ご了 承いただきたいというふうにお願いいたします。

4点目のご質問でございますが、本年11月30日現在の与謝野町の要支援1から要介護5までの認定者数は1,219名で、内訳を申し上げますと、要支援1が62名、要支援2が158名、経過的要介護といいまして、要支援認定者で4月以降に認定の更新を受けていない者14名、要介護1が262名、要介護2が236名、要介護3が164名、要介護4が147名、要介護5が176名となっております。

在宅福祉と施設介護の方向性につきましては、既に勢旗議員さん、あるいは野村議員さんのご 質問にもお答えいたしましたが、真に施設入所が必要と思われる方が入所できる環境をつくるた めに、さまざまな施策を積み上げていくことが大切だというふうに考えております。

平成19年度は、新たなサービス基盤を整備するための予算を計上してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしたいというふうに存じます。

5点目の質問も4点目の質問に関連しておりますが、現在、新年度予算要求の整理の段階でございますが、厳しい財政運営に変わりはございませんので、予算額・率を報告することができませんが、ご了承お願いいたします。

福祉と言えば、高齢者と思われがちでございますが、障害者福祉も大きな転期を迎えておりますし、また、児童福祉につきましても大変大切な時代となってきておりますので、個別的な予算も重要でございますが、福祉全般として、捕らえていただきますよう、よろしくお願いいたします。

6点目のご質問でございますが、ご指摘のとおり水準の高い福祉を展開していくためには、私 や職員はもちろんのこと、福祉関係者や地域住民の意識改革が必要となってまいります。

現在、福祉課には、最も多い職員数を配置しておりますが、福祉制度そのものが複雑多様化し、 専門性が問われるようになってきたためでございます。

ただし、烏合の衆では困りますので、町民と向かいあい、政策が提言できる職員の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

このことは、福祉課のみならず、町職員全体に求められることであり、既にそのような芽が出てきつつあるというふうに確信しておりますので、それぞれが政策能力を身につけ、それが発揮される職場づくりを進めることをお約束いたしまして、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長(糸井満雄) 上山議員。
- 3 番(上山光正) ただいまご回答をいただいたわけですが、1点目のこの追跡調査とか調査員の関

係ですけれども、NPO法人ほかご協力をいただいておるわけですが、この実態調査をですね、 依頼できる組織としては、ないということですが、特にないというわけですが、このあるなしに かかわらず、この全域で調査をされたということですから、これは非常によかったんじゃないか なと思います。

アンケートの調査設計によりますとですね、この認定者が限られておりまして、そして郵送での回収であったわけでございます。先ほど申し上げましたけれども、家族から直接介護実態を聞き取った方が、さらにですね、この報告書がぬくもりのある実態調査になったんではないかなというふうに思います。

このことが、後の実施計画の中で生かされていくと思うんですが、対象者の追跡調査を容易にして、さらに住民からは間違いなく信頼が得られ、そして顔を見てですね、親切な対応を行っていく、こういったことが非常に大切ではなかろうかなと。そして、福祉設計の基礎になろうかと思います。

それとですね、調査依頼者と町との意見交換は論議の上でありましたがということでございます。やはり、在宅介護の実態把握をされている調査員の力を借りてでもですね、地域の福祉環境の整備を進めていかれるという、こういう姿勢には同感するところでございます。

したがって、これはまことにもったいない貴重な家族の情報ですから、町の方から積極的にですね、家族とふれあい、そして情報を共有することが重度在宅介護のいろんな展開に重宝するかと思います。

それと、5点目の高齢者保健福祉計画書によりますと、小規模多機能型居宅介護等が、平成19年度よりサービスの提供を開始されます。そこでお伺いしますが、施設の設置地域はどこあたりを予定されておるでしょうか。また、同じく事業展開のですね、場所というのはどこに予定されておるんでしょうか。それと、施設規模ですね。小規模多機能ということで、多分定員は25名と思いますけれども、この辺のところと、建築の方式及び内容ですね、これも伺っておきたいと思います。

それに一番重要なのが原資、予算でございますが、予算規模は大体どれぐらいの感じで考えておられるでしょうか。それと、国の補助金ですね、京都府の補助金、そして与謝野町としての負担額はどれぐらいの額を予定されているのでしょうか。

それと、一番大事な受け皿の事業者の認定ですね。この辺のところはどのようにお考えなのか。同じく事業者の負担額ですね。こういった総体のアバウトラインをですね、お知らせ願いたいと思いますとともに、実施計画の概要と、それを進めていかれる進捗状況を伺っておきたいと思います。

さらに、地域密着型、介護老人福祉施設、入所生活介護、私どもは通称小規模特養と申しておりますが、居宅での介護が困難な方が入所をして、食事、入浴、排泄などの日常生活の介助等をサービス提供する施設、この入所定員は29名以下となっておりますが、小規模多機能型居宅介護等の整備を充実させるために、第3期計画年度平成18年から19年度、そして20年度で見直しと、このように3ヵ年計画ではありますけれども、この整備を見送りされております小規模特養ですが、事業指定を町が認可をすれば、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、そして市町村の居宅介護支援事業者、また居宅サービスの事業者、地域密着型サービスの事業者、

他の介護保険施設その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めていかなければならない。基準省令第7章第130条に基準規程として掲載しておりますが、そこでお尋ねなんですが、小規模多機能居宅介護とそれから小規模特養ですね、これとの比較の中で、第3期計画は整備を見込まないとの見解でございますが、どの点がですね、緊急性と効率性と重要性の判断の基礎となり、そして見送られたのか、この1点がお尋ねしたいと思います。

またこれ、実例なんですが、重度の在宅介護、特に待機者への現状把握と与謝野町の介護サービスのスタンスもあわせてお伺いしたいと思いますが、介護が重く、そして崩壊寸前の家庭が与謝野町には数多く見受けられます。入れたくても入れる施設がない、また入れない現況の中で、過日も不幸にして87、8歳の老父の在宅介護で、70歳前後の夫婦の片方の方が脳血栓で倒れられ半身不随となった、こういう実例がございます。近々の話で、緊急な話でありまして、老父の入所施設がなく、やむなく緊急的にあじさい園のショートで間に合わせているのが現状でございます。しかし、やはり時間的に長くはここでお世話することができないという現況でございますので、やはり一日でも早い開設を私は望んでいきたいなというふうに思いますのと、この福祉計画書によります内容的には、軽度の方のケアが優先をしているように思うわけですが、この軽度が優先なのか、あるいは重度で家庭でお困りの皆さんが優先されるのか、そのサービスの方向性も含めてですね、この機会にお尋ねしておきたいと思います。よろしくお願いします。

### 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 上山議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

上山議員さんのご質問の内容と、実際のこのアンケートの調査との思いがちょっと若干食い違ってるのではないかというふうに思います。

と言いますのは、今回このアンケートをとりましたのは、この介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画を見直して、それを新たな与謝野町としての計画を推進していくための基礎資料となるものでございまして、ここにアンケートのあれがございますけれども、調査を無記名で行い、計画策定のみに使用し、秘密の保持には万全を期しますのでということでアンケートをお願いしております。ですから、この方々のいろんな19項目ありますけれども、一人ひとりの個人的なそうした情報というものを、今回のアンケートで求めたんではなく、全体に計画を立てていく上で与謝野町の実態がどうなのかということを調べるためにとったアンケートでございますので、一人ひとりの顔を見て状況がどうだ、あるいは今後どうなるというような、そうしたもののためのアンケート、あるいはそういうものではないということで、若干目的が、趣旨といいますか、そうしたものが違いますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

それを受けた上で、皆さんもご承知のとおり、3月に与謝野町のこの保健福祉計画及び介護保険の事業計画はできあがったわけですし、この全体的なものをもとにして与謝野町の具体的な福祉施策を考えていこうというのが、今の状況でございます。

その中で、先だっての野村議員さんあるいは勢旗議員さんのご質問にもお答えいたしましたけれども、とりあえず今回、一番整備を進める上で町内のいろいろな地理的条件、あるいは住民の皆さんの生活実態、地域づくりの活動の単位などの特性を踏まえて、旧町単位とする3つの日常生活圏域を設定した上で、平成19年、20年度の2ヵ年で小規模多機能型居宅介護施設を生活

圏域ごとに1ヵ所ずつ立ち上げたい。また認知症の対応型共同生活介護、これはグループホーム、それと認知症の対応型通所介護、これはデイサービス、それらをいずれかの生活圏域に1ヵ所整備するというふうな目的を掲げておりまして、今その19年度の整備についての検討を進めておりますけれども、それらを具体的にじゃあどこにするか、あるいは運営母体にどうするかということにつていは、まだ確定できておりませんので、お答えすることができない状況ということで、ご理解が賜りたいというふうに思います。

そのケアの中身につきましても、軽度を中心にするのか、重度を中心にするのかということではなく、すべて与謝野町にとりわけ在住していらっしゃる方たちのそうした程度の状況を見据えた上で、それらの地域ごとの特性を生かした形で設置がしていきたいということでございますので、どこに重点を置くという、そうしたものではない、それぞれの同じ町の中でも地域の特性がございますので、それらを勘案した上で、計画を策定していきたいということで、今内部でそれぞれ検討にあたっているところでございます。

ということでご理解が賜りたいと思います。

#### 議 長(糸井満雄) 上山議員。

3

番(上山光正) ただいまですね、この19年度からサービスが展開される、このように福祉計画書ではしっかりと書き込まれておるわけですが、現状ではまだ確定はいろんな意味でしていないということでお答えがいただけないということでございますが、しかしですね、この与謝野町が発刊されました高齢者福祉計画書ですね、これらの資料をもとで今後与謝野町の福祉事業を展開していかれるわけですから、個人的ではなく、顔を見て調査をしたのではない、そして全体的な区域でのアンケートであるということは十分承知はいたしておりますが、やはりアンケートというものの性質上ですね、郵送での回答と、また福祉に携わる皆さんがお家へ伺い、そしてアンケートをいただいて集計していく、こういうものとは数字的には同じものが上がってくるとは思いますけれども、内容的にですね、これはぬくもりのある、住民の本当に厳しい状況を知る上においても、こうした手さぐりで、手渡しで、こうしてアンケート調査をとっていただくということが、非常に大事ではないかなと。それが産業形態やそういった類するものの統計であれば、別に郵送での回収も私はいいと思います。しかし、こと福祉、介護についてはですね、やはり職員の皆さんや関係者の皆さんが直にご家庭へ出向いて、そして情報の収集をされる、そういうことが非常に大事じゃないかなと思います。

ただただ、先ほど申し上げましたけれども、机上で物事を整理していくんじゃなくって、やは り自分たちの足で整理をしていくということが、非常に大事かなというふうに思います。

そして、これは私の私見ではありますが、日ごろからですね、この福祉というものについては、要支援、そして要介護の軽度の皆さんのこの施設であったり、需要等々につきましては、非常に力を入れておられる自治体も多いわけでございますが、一番福祉の大切なことは、先ほど申し上げました、入りたいなというときに入れて、どうしても入らなければ、入れなければならない状況になったときに、速やかに入れる、こういう施設運営を建設を計画をしていかなければならないのじゃないかなというふうに思います。

軽度の皆さんはまだいろんなサービスが受けられるわけですけれども、重度4、5になると、 非常に家庭での在宅介護が重荷になってまいります。先ほど申し上げましたのは一例でございま すけれども、やはり家庭の崩壊近くまでいくというのが現状でございまして、実例の方は商売を 多分やめられるであろうと、とてもできる状態ではないと。それでもお預かりする施設がない。 介護を受けられる方をたらい回しにいろんなところでやっていかなければならないということで ですね、この与謝野町の福祉施設の中で、医師を擁しているこの施設は少ないわけですね。やは りこれは、先ほど少し触れましたけれども、入所者に対しての健康管理及び養生上の指導を行う ために医師を配置した施設というのも、また必要じゃないかなというふうに思いまして、小規模 特養と、それから小規模多機能型居宅介護の比較ですね、これをお尋ねしたわけでございます。

まだなかなかそういったところへ話がいかないというふうに思うわけですけれども、私は早急 にそうした本当にお困りの皆さんに手を差し伸べていただきたいなというふうに思います。

それで、職員の皆さんも一致団結してですね、そういった目標に向かって進んでいただきたい。 過日の委員長報告で申し上げましたけれども、きょう1日安眠したら3日修正にかかります。そ して3日寝たら10日の修正が必要になります。1ヵ月安眠したら修正不能、こういう格言もあ るわけでございます。

とうかそういったことも念頭に置きながら、一日でも早くですね、そうして本当に介護が必要とされている皆さんの立場に立って、また家族の立場に立って、お考えがいただきたい。そして一日でも早い施設建設ができますことを要望しておきたいと思います。

この点につきましてはいかがでしょうか。

#### 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) アンケートについては、こういう形でさせていただきましけれども、現実的には もう4月から立ち上がっております地域包括支援センターを中心としまして、実際に動いている わけでございます。先ほども申し上げましたけれども、それぞれの介護支援センターのケアマネ ージャーあたりとも話をし、具体的に皆さんがだれが見ても公平に、また介護度によってやはり 早急に手当てをしなければならない方もありますし、個人、個人のそうしたことについては、地 域のケア会議等での検討をした上で、実際にそれらの事業といいますか、それらは進んでいるわ けでございます。

今後の計画につきましても、話が進んでいないということではなく、実際にはもう今、19年度から立ち上げるべくそれぞれの受け皿となる福祉法人、あるいはNPOとの話、また拠点となります施設を限定する、確定する、そうした調整するために各職員も走り回っている状況でございます。方向性としても、ある程度固めておりますので、新年度の予算にそれらが反映できるように、今まさしく一日も早く開設できるように取り組んでいるということでご理解が賜りたいというふうに思います。

それを今この時点でどこをどうという、具体的なことは申し上げることはできませんけれども、3月の予算議会においては、それらを明確にした上で、また議員の皆さん方のご判断をいただくということになろうかと思いますが、現時点では今そういう状況ではないということでご理解が賜りたいと思います。

議 長(糸井満雄) これで上山光正議員の一般質問を終わります。

次に、17番、今田博文議員の一般質問を許します。

17番、今田議員。

1 7 番(今田博文) 第5回定例会におきまして、一般質問を行います。

第1点目が協働のまちづくりに向けて、2点目が与謝野町体育協会について、3点目が入札制度について、以上の3点について質問をさせていただきます。

魅力あるまちづくり、地域づくりは、新しい町にとって大きな課題であり、なし遂げていかなければならないことだと思います。

与謝野町総合計画の策定に向け動きだしました。一体感の醸成についても、議会でも議論があるところであります。そうして、新しい町の形や骨格が固まりつつあります。2000年4月に地方分権一括法が施行され、6年が過ぎました。地方が思い描いていたような分権はなく、むしる、三位一体の改革により交付税の大幅な削減に加え、国の補助負担率の引き下げなどにより、つじつまあわせし、税源委譲も進まず、どこの自治体も財政難で悲鳴をあげています。

しかし、いくら不満を言っても、現状の中で一生懸命頑張ることしか道はありません。これからの自治体は、努力して伸びる自治体と、そうでない自治体の差はますます広がってまいります。 取り巻く状況や環境の変化により、自治体に競争を生み出す時代になってきたと言えます。いわゆる自治体が自立をして、みずから考え、実践し、責任を問う体制にしなければなりません。

自治体間の競争に勝ち抜くには、協働のまちづくりは欠かせないものになってきました。 90年代後半以降、住民の参加意識の高揚やNPOの台頭、自治体財政の硬直化、行政評価システムの導入、中央集権型社会から地方分権型社会への転換など、公共サービスや地域のあり方が問い直されつつある中で、21世紀に入り、自治協働の制度化に向けた取り組みが全国各地で見られるようになりました。

長引く不況の低迷、国の財政の悪化、少子高齢化の進行など、住民の将来への不安は大きくなるばかりです。今まで行政に任せておけば安心と思われてきたことでも、行政だけでは解決できない問題もある中で、住民と行政が協働してこれらを解決しながら、まちづくりを進めることが求められています。

そして、行政と住民のパートナーシップの構築、これは一朝一夕には成立しません。時間をかけて、お互い両者が共同作業に参加することにより、初めて醸成されることだと思います。

行政は、町民の視点に立った行政運営やサービス提供のあり方を模索し、町民は、行政の活動や組織について学ぶ、町民と行政の相互成長プロセスがなければ、お互いの信頼関係は生まれてまいりません。

住民参加や協働のまちづくりに、今述べましたが、その源である旧加悦町のイベント、スポーツ行事について9月議会でもお聞きしましたが、もう一度お尋ねします。

47年間続いてきた10区対抗駅伝大会がことしは中止になりました。長年続いてきた大会がなくなり、寂しい思いや残念な気持ちを持っておられる方もたくさんあります。区や地域をあげて応援する、また選手は多くの声援や期待にこたえて、力の限り走り抜く。そして大会が終われば、慰労会で交流を深めていく、こういったことの積み重ねで地域の一体感も醸成されてまいります。地域のまとまりや横のつながりも生まれ、駅伝大会は走ること、応援することのみならず、及ぼす影響は大きいものがあります。

加悦町時代は、体協陸上部と教育委員会とパートナーシップを組み、役割分担や共同で大会の運営や準備をしてこられましたが、新町になり、方針が変わりました。地域のことは地域で、み

ずからやろうと思えばやってください、やるもやらないも地域の自由です。町は一切かかわることはできません。これが9月議会の答弁でお聞きしたことだというふうに記憶をしております。

合併したからといって、何事も基準をつくり、レベルをあわすのではなく、地域のよさや頑張ってこられたことを継承し、応援していくのが行政の役割だと思っています。

そこでお聞きします。加悦地域10区対抗駅伝競走について、もう少しの間、例えば2年か 3年、一人立ちできるまでかかわることができないかということであります。

また、社会体育やスポーツの振興について、どのような考えを持っておられますか、お聞きを します。

区対抗駅伝の中止は、単に駅伝がなくなっただけの現象では済まないと思います。このことにより、町に対する親近感や、一緒になって頑張ろうとする気持ちや思いに水を差すことにならないか、協働のまちづくりについての大いなる障害になりはしないかと心配しています。

そこで、協働のまちづくりに対する思いや、そして推進策について町長の思いを聞かせていた だきたいと思います。

次に、町長がよく発言されておられます、合併してよかったと思える町をつくりたいと、よく 発言されておりますが、合併してよかった町とはどんな町のことを思い描いておられるのでしょ うか。

2点目に、与謝野町体育協会について、教育長にお聞きします。

新しく体育協会が設立されました。旧町ではそれぞれの町に特徴もあり、体系や組織も違い、それぞれ町の特色を出し、活発に活動されてきました。合併して、1つの町になった以上、新しい町の体育協会の設立は、当然のことであります。しかし、そのことが十分機能しているのかどうか、私は疑問に思っています。加悦は、加悦町体育協会のもとに町のスポーツ行事は進められ、取り組んでこられました。10区がそれぞれ競い合いながら、そしてまとまって運営されてきました。ですから、どうしても行政との絡みや、パートナーシップが当然生まれてまいります。これが加悦町のやり方であり、特徴でありました。

一方野田川は、区単位の体育協会を持たれ、その上に野田川町体育協会の組織がありますが、 スポーツ行事は区の体協を中心に活動されてきました。

岩滝町は、野球やソフトなど、スポーツクラブ中心の運営で行われてきたと聞いています。

そこでお聞きします。新しい体育協会と旧町地域との連携がとれるような体制になっているの かどうか。

二つ目に、体協本部の役員の体制を理事制などを採り入れ、旧町の様子や動きがよくわかるような体制にしてはどうかと思います。

三つ目に、事務局体制を見直し、旧町体協の事務が行うことができないかということであります。

以上の3点について、お答えをいただきたいと思います。

次に、入札制度についてであります。日本の戦後最大の課題は、経済再建でした。経済再生の基本方針となったのが、昭和21年に閣議決定された傾斜生産方式です。傾斜生産方式とは、輸入した油を鉄工業に投入、生産された鋼材を炭鉱に投入、さらに生産された石炭を鉄工業に投入するものでした。その後、神武景気により高度経済成長の軌道にのり岩戸景気、さらにいざなぎ

景気につながり、池田内閣による国民所得倍増計画なども景気拡大に拍車をかけました。

高度経済成長の波に乗り、建設事業は3.3兆円から47.9兆円と18年間で14.5倍と 大きく拡大していきました。成長してきた建設当時も、第一次オイルショックにより政府は総事 業抑制策を打ち出します。この政策により、公共事業、民間工事も低迷していきます。昭和 49年に戦後初のマイナス成長になり、景気対策を打ち出して積極財政に転換しますが、積極財 政運営により赤字国債が増大していきました。

日本経済は、オイルショックからは脱出しましたが、財政が悪化していく中で、財政改革が実施された結果、ゼロシーリング、マイナスシーリングにより公共投資は低迷していきました。世界経済の一大転機となったのが、プラザ合意によるドル高是正でありました。急速な円高により、日本経済の影響力が大きくなりすぎ、内需主導型経済を公約し、公共事業など国内産業の景気対策が実施されます。住宅建設や不動産投資が活発に行われ、余剰資金が株式や不動産市場に流れ込み、株価、地価の高騰を招くバブル経済へと突き進んでいきます。

しかし、バブルの崩壊により、企業収益も悪化する中、銀行が倒産する金融ショックが発生するなど、社会の混乱を招き、不況が深刻化していきます。

その後、公共事業による景気対策が何度も打ち出されますが、不況の出口は見えませんでした。 その後の財政構造改革の推進により、公共事業の大幅な縮小も始まりました。建設投資は、民間 投資とあわせて政府建設投資合計で、84兆円から56.5兆円に減少しました。建設投資が 年々減少する流れの中で、公共事業の入札問題に絡んで事件が発生しています。

相次いで知事が逮捕される中で、地方にはきちんとした統治能力があるのかが大きく問われています。岐阜県の裏金問題をはじめ、福島、和歌山、宮崎の談合事件、ついには1ヵ月半の間に3人の知事が逮捕されるという異常事態になっています。いずれも県が発注した工事に関係して、業者と癒着していたと指摘されています。

似たような事件が続くのは、工事を発注する側の役人などに談合にかかわる官製談合がはびこっているからだと言われています。なぜこんな事件が起こるのか。知事選で勝つには幅広い支援や億単位の金が要ると言われています。そのため、特定の業者に借りをつくり、当選後に公共事業で便宜を図ることで借りを返していたことです。そしてもう1つは、談合に対する罪の低さや、意識の低さが根底に流れているのではないかと言われています。

談合を減らし信頼を取り戻すには、入札制度の改善がいると思います。地方の改革能力が根底から問われていると麻生福岡県知事は全国知事会で訴えられました。業界では、みずから脱談合の動きがあります。大手ゼネコン4社が談合との決別を申し合わせました。第一線で活躍されていた営業マンも、系列のゴルフ場や不動産の会社へと異動させられました。まるでさらし者、会社のためにやってきたのにと、ある地方の支店で談合を担当していた社員も不満を募らせていると新聞紙上で報道されておりました。

転機になったのは、ことし施行された独占禁止法の改正です。談合企業への違約金を売上高の6%から10%に引き上げました。もう1つは、公正取引委員会に談合を自主申告した企業には、違約金を最高で全額免除するという内容であります。また新たに、公務員への罰則を盛り込んだ官製談合防止法により、5年以下の懲役、または250万円以下の罰金が新たに設けられました。さらに、従来の談合の指示、落札業者の指定、予定価格の漏洩に加え、談合の事実を知りながら

入札に参加させる幇助が追加されました。

このように、談合を許さない社会の流れになっています。入札方式には指名競争入札、一般競争入札、電子入札、加悦町で行っていた公募型入札などがありますが、どの方式が一番いいのか、より公正に行えるのか、より透明性が確保できるのか、一度検証する必要があるのではないかと思いますが、どのように考えておられますか、お聞かせいただけたらと思います。

以上、3点についてお尋ねして、1回目の質問といたします。

議 長(糸井満雄) ここで質問中ではございますけれども、一たん休憩をとりたいと思います。

休憩後、直ちに答弁を求めていきたいと思います。

45分まで休憩をいたします。

それでは休憩します。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 太田町長。

町 長(太田貴美) 今田議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の1点目「加悦地域の10区対抗駅伝の中止について」でございますが、46回を数える伝統ある駅伝大会が中止になったようでございますが、この10区対抗競技は、加悦地域の旧体育協会が主体となり、各区自治会の協力で実施されてできたものと伺っております。

駅伝以外の種目につきましては、予定どおり実施されているようでございますが、加悦地域を一周するメイン行事が中止されたことは、加悦地域の皆さんには非常に寂しい思いをされたことと思います。中止に至る経過につきましては、合併によることや、あるいは関係者間の連携不足などもあったのかもしれませんが、基本は地域の皆さんが、駅伝を続けようとする熱い思いが大切かというふうに思います。

地区懇談会でも町民運動会の開催についてのお尋ねがございましたが、地域の行事については、 私たちはできる限り地域の皆さんの力で盛り上げていただき、行政はその後押しをしたいという ふうにお答えをいたしました。

新町のまちづくり計画でも自助・共助・公助という、自分でできることは自分でする、地域・ 団体でできることは地域・団体でする、行政はそのような自助・共助を応援するとともに行政し かできない責務を果たすという地域づくりを目指していきたいというふうに存じます。

スポーツ行事は加悦地域だけでなく、野田川地域の駅伝、町民運動会、また岩滝地域での町民 運動会も開催されませんでした。これは、自治会や体育団体の方々が合併により一たんリセット して、また新しい方法を生み出そうという考え方で中止されたのではないかというふうに察して おります。

駅伝も、地域の方々が再開に向けて気運を盛り上げていただき、応援できることは行政も支援 していきたいというふうに考えます。競技団体と地域の関係者の皆さんとがよく協議をしていた だき、よりよい地域の伝統行事として続けていかれることを願っております。

スポーツ行政のあり方も、主導型スポーツ行政から、支援型スポーツ行政の意識改革が必要だ といわれております。行政主導型による動員型スポーツ事業は、初心者をスポーツに誘導するこ とには大きな意義がある反面、依存的な意識を生むことにつながり、主体的に自立した住民のスポーツ振興には必ずしもつながらなかったというふうに指摘がされておりますし、行政もしっかりと反省すべき点もございます。しかし、旧町の行事も大事にしながら、与謝野町全体のスポーツ振興についても、事業を展開しなければならないというふうに思っております。

次に、2点目のご質問の「社会体育、スポーツの振興について」でございますが、新町まちづくり計画にも主要施策として、生涯スポーツ環境の充実に取り組むと明記されており、多様なスポーツやレクリエーション活動を展開できるよう施設の充実を図り、活動機会の充実と指導者の育成に取り組むとしておりますし、私のマニフェストにもスポーツ振興を柱の一つに掲げております。

ご承知のとおり、与謝野町の町民の皆さんはスポーツには関心が高く、また盛んな地域でもございます。教育委員会の担当課も総合型地域スポーツクラブへの支援、体育指導員によるニュースポーツ普及事業、ジュニアスポーツ団体への指導、スポーツ大会の開催、体育施設管理運営などに取り組んでおりますが、それぞれ課題は山積しております。

そうした意味でも、町民の皆さんがスポーツを日常生活の中に取り入れ、スポーツを通じて心 と体の保持増進を図り、明るく豊かなまちづくりを進めるための指針として、「与謝野町スポー ツ振興計画」というものが必要ではないかというふうに思います。

これまでのスポーツ振興の実績の上に立って、地域主体の新しいスポーツ振興体制の整備が急がれると思いますので、教育委員会とも調整していきたいというふうに考えておりますのでよろしくご理解をお願いいたします。

次に、3点目の「協働のまちづくりの推進策」についてお答えいたします。

私は、ローカル・マニフェストの中に「協働のまちづくり」を掲げており、その中に「コミュニティ活動の支援」、「行政参画推進」、「協働の仕組みづくり」をうたっております。具体的には、与謝野町自治振興補助金で、各区のハード事業、ソフト事業に財政的な支援をして「コミュニティ補助制度の充実による活動支援」に取り組んでおります。また、与謝野町の各種計画策定、特に総合計画審議会、行政改革推進委員会など、与謝野町がこれからどの方向へ進むべきかを決めていただく重要な委員会などに、各界から多くの衆知を集めて、あわせて公募による委員募集を行い「住民に参画してもらう体制づくり」に取り組んでおります。

一方、去る10月14日に、NPOとの協働によります「与謝野町環境シンポジウム」を開催いたしましたが、これなどは講師の浅岡先生との交渉など、多くのことをNPOの方々にお世話になり、NPOが終始主導的に取り組んで実現できたシンポジウムでございます。今後も、NPOやボランティアの人たちとの協働がまちづくりには不可欠であるというふうに思っております。「各種団体に行政の一部を委ねるような形の検討」を模索していきたいというふうに考えております。さらに、10月1日には岩滝町商工会青年部の方々に、阿蘇シーサイドパークでボランティアの草刈りを実施していただきました。公共施設などは町が管理するものでございますが、住民の皆さんのちょっとした気遣いや心配り、さらに協力の積み重ねがまちづくりへの大きな結果を生んでいくものというふうに思っております。このように「できることを、力をあわせて、手分けしてやってもらう仕組み」により、「協働のまちづくり」を考えていきたいというふうに思っております。

やはり、まちづくりの原点は「町民の皆さんがいつもキラリと輝いている」ことであると常々 私は申し上げております。まちづくりは行政だけでつくるものでもありません。「何でもお役所 任せ」の時代は過去のものになっています。今、求められておりますのは、住民と行政が真のパートナーシップに基づいて、お互いが補完しながらまちづくりを進めていくことです。「あなたが主役」という時代から、「がんばればあなたも主役」へと転換を図り、一人でも多くの方々が輝いている与謝野町となるよう、新しいまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

次に、4点目の「町長が発言されている、合併してよかったと思われる町とは」とのことでございますが、住民の皆さんが与謝野町で安心して生活していくには、まず行政が安定的に永続していく必要があるというふうに考えます。皆さんもご承知のとおり、北海道夕張市のような状態に陥っては、住民が必要としている行政サービスを行政が提供できなくなります。このため、まず大前提として、「身の丈にあった持続可能な行財政の運営」が不可欠であるというふうに考えております。その上に立って、初めて施策を展開していくことが可能になるというふうに考えております。

市町村合併は、行政改革の最たるものであるというふうに言われております。その合併により与謝野町が誕生し、9ヵ月が経過いたしました。現在、行政改革委員会や、職員で組織します「まちづくり及び行政改革推進本部」で持続可能な行政運営をするための方策が検討されております。また、与謝野町のこれから10年間の方向を決める総合計画についても、検討が始まったばかりでございます。各種委員会では住民の皆さんの衆知を集めて現在検討をされておりますが、私の考え方の基本は、加悦、岩滝、野田川の旧町で歩んできた長い歴史の中で、まちの個性、文化、コミュニティにそれぞれ違いや特徴がございます。そのお互いの優れた部分を調和させ、与謝野町のオリジナルな文化や、あるいはコミュニティを創造するべきであるというふうに考えています。

それには、お互いの違いを認め合い、話し合い、創造的な考え方を持って各種施策を展開していきたいというふうに思っております。その施策については、私はローカル・マニフェストを皆さんにご提示いたしております。町政懇談会でも24区すべてで説明をさせていただきましたし、また、ことあるごとにお話をさせていただいておりますので、ここでの説明は差し控えさせていただきます。しかしながら、ローカル・マニフェストのそれぞれの項目を実現していけば、おのずと住民の方々から「合併してよかったと」思われるのではないかというふうに考えております。先ほど、「協働のまちづくりの推進策」の答弁でも申し上げ、くどいようでございますが、まちづくりの原点は「住民がいつもキラリと輝いている」ことであるというふうに信じております。まちづくりは行政だけでつくるものではありません。議員の皆さんをはじめとして、住民の皆さんとともに、新しいまちづくりへ挑戦していきたいというふうに心しておりますので、皆さまのご理解と絶大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、3番目の「入札問題について、透明性、公平性がより求められている時代になったと思うが、入札制度の改善についてのお考えはありますか」とのことでございます。

先ほど議員も述べられましたように、連日の報道に見られますように、入札に係る官製談合事件では、福島県、和歌山県の両県に続き宮崎県においても、県政のトップが逮捕される等、在任

中の罪を問われ、言語道断な一連の談合事件は異常事態と言わざるを得ません。

本町の入札制度の現状について申し上げますと、合併前から旧町の担当者で協議を重ね、新町発足と同時に新たな入札制度がスタートいたしました。入札制度には大きく分けて指名競争入札制度と一般競争入札制度がございますが、本町では指名競争入札制度を採用しております。これについては、指名競争入札参加資格審査申請の受付を行い、厳正な審査の結果、適正とみなした業者に許可をし、指名競争入札参加資格を与えます。許可業者によって業種、事業の規模及び内容等が違うため、指名等級区分基準により等級付けを行い、指名委員会において入札参加業者を指名し、そして入札を行うこととしております。「指名競争入札」という方法に基づく以上、国、府及び他市町村も何ら変わることはございません。

次に、入札参加資格業者審査結果、入札結果等の公表でございますが、これは各自治体によって若干違いがございます。原則としまして「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行によりまして、毎年度の発注見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表、施行体制の適正化、不正行為に対する措置の4項目については、すべての発注者に義務づけられる事項となっております。

本町では発注見通しは既に公表済みですし、入札・契約に係る情報も一部を除いて公表済みとなっております。この入札・契約に係る情報については、入札参加資格者、入札通知書、入札結果の公表を行っていますが、予定価格の公表については現在行っておりません。このことについては、予定価格を事前に公表することによって、発注者が予定価格を漏らすことでの贈収賄事件は防げるものの、いわゆる高どまりなどのデメリット等も懸念されましたが、先進地の状況等を聞く限りでは、そのような事例も特段見受けられないことから、十分に慎重な協議をし、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。また、この予定価格の公表とあわせた入札時の取り組み課題といたしまして、最低制限価格の設定や工事費内訳書の提出等も今後の検討材料に加えていきたいというふうに考えております。

公正かつ適正な入札制度を運用するには、業者間による談合及び関係職員の介入による官製談合の防止が何よりも重要でございます。本町職員においても法令遵守に徹し、公正で透明な入札制度の運用に努めてまいりたいというふうに存じます。

以上、今田議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

#### 議 長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) 今田議員さんの私へのご質問にお答えいたします。

与謝野町体育協会の設立にあたりましては、任意団体といたしまして、いち早く旧3町の体育協会の三役さん及び旧町の各競技団体の代表者により、昨年の7月から組織等について検討され、それぞれの組織体制や運営のあり方に特徴がございます。そのために15回の検討会を重ねて、ことしの5月12日に設立総会を開催され、設立をされました。つまり、16競技団体の集まりをもって組織されることになったわけでございます。

この間の検討会におきまして、旧町の組織を支部的に設置するような案も提案され、外郭団体 として位置づけることも検討されてきたようでございます。

そして、旧町の競技団体で監事が選出されるような組織づくりになったようであり、旧町単位 に残る競技団体、そして旧町単位で選任されています副会長が核になって、地域スポーツの活性 化を図っていただいているものと理解しております。

また、自治体制の件でございますけれども、各競技団体の中から代表となる理事1名が選出されています。したがいまして、お尋ねのような旧町単位で均等に理事の職を担うという、そうした仕組みにはなっていないようでございます。

しかしながら、体育団体は任意団体であり、設立の経緯にあたっては、いち早く検討委員会を 立ち上げられて、旧町の関係者が何度も検討会を重ねて、現在に至っておられますので、その組 織づくりを尊重していきたいと存じておる次第でございます。

次に、体育協会の事務局体制でございますが、検討会の中で、旧3町の体育協会の会長さんから、旧3町の教育長の方へ、体育協会が合併して新しい体制が落ち着くまでは、教育委員会事務局の社会体育担当者に事務局を世話になれないかといった要望がありまして、一定の整理ができるまで教育委員会が事務局が携わっていくことを了承しまして、現在に至っています。

今後は、町体協の自立を支援するような方向を模索していきたいと、そのように考えておる次 第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### 議 長(糸井満雄) 今田議員。

1 7 番(今田博文) それぞれご答弁をいただきました。協働のまちづくりということでお尋ねをしたわけですが、駅伝のことを申し上げました。私はそういう1つの、みんなで一緒に頑張ると、1つの目標に向かっていくんだということで団結、一致結束をされると、このことがやはりみんなと頑張っていこうと、この町をよくしていこうというふうな思いの原点になるんだろうというふうに私はいつも思っておりまして、そういった意味では、この駅伝というのは、旧加悦町の体育行事の中で一番大きな、そしてメインな大会といいますか、でありまして、多くの方の注目を集め、そして区でも区長さんを先頭に役員さんも一丸となり、途中で激励に行ったり、あるいは慰労会も段取りをお互いにしながら、そうして地域の中で盛り上がり、一生懸命この47年間、延々と続いてきた大会でありました。この大会が今回合併ということの中で、いろいろなお互いの気持ちや、思い違いというのもあったかもわかりません。しかし、そのベースとなるのは、やはり町の姿勢でありまして、線引きをしたいという1つの基準づくり、このことが大きな原因ではなかったかなというふうに私は感じております。

それはなぜかと言いますと、体育協会の話を今教育長もされましたけれども、旧町の体協の組織というのは、違ったわけですね。旧町単位で、質問の中でも申し上げましたけれども、加悦町は特に10区の区があります。それが一本になって加悦町体育協会ということで、何ごともすべて10区対抗、区対抗、お互いに競いあいながらまとまってやってきたわけです。体協を中心にしてスポーツ行事というのはすべてことが動いてきたわけです。それを、合併したから地域でやってくださいと、頑張ろうとする気持ちが大事だと町長もおっしゃいましたけれども、それには限界があります。いろんなバレーだ、バスケットだ、野球だ、ソフトだ、そのことは町長も答弁で言われましたけれども、すべてやられたんです。合併してもやられたと聞いております。しかし、この、こと駅伝に関しては、ことがやはり大き過ぎるんではないかなと。

一つ申し上げますと、当然駅伝ですから道路を走ります。この道路というものは、警察に道路 申請のお願いに行かなければ使うことができません。この道路の申請も、地域でやってください、 旧体協にお任せしますと言われたというふうに私は聞いています。

なかなかそんなところまで、今までそういうことは町が担っておられた部分なんですね。そのことをすべて「はい」と、「あしたからあんたですよ」というふうに言われても、それはなかなか今までどおりには走り出していかないのが、現実だろうというふうに思います。

ですから私が言っておるのは、すべて今までどおりかかわれということではなく、いろんな形や組織が違ったんです。あったんです、旧町のときは。だからそれを少しでも応援するような、行事がなくならないように支援するような、そういう支援策があってもいいんではないかな、またやるべきだったんではないかなと、それをいつまでも続けというふうなことは申しません。2年か3年、一段落するまでぜひ続けていただけたらなというふうに思っております。

このことは一定の線引きをされたわけですが、すべてそれでは合併したから線引きをされたのかといいますと、そうではないわけですね。この場から私も申し上げましたけれども、例えば不燃物場の協力金にしたって、旧町からの引き継ぎですから、これは変えることはできませんというふうなことで、大きな差があるわけです。そして今回、加悦町地域滝になるわけですが、契約更新といいますか、何年かでお互いに話し合いをして今後はこういう形でいきましょうという契約が何年かあるわけですが、その中でも、なかなか地域の思いといいますか、要望どおり受けとめていただけないということも聞いております。

それから、公民館の建設にいたしましても、男山地区の公民館の建設がありました。それも旧町からの引き継ぎだからやらなければならないということで、やられたわけですね。それはそれでいいかもわかりませんが、そうしてなかなか線引きや基準づくりができないところはこっち置いといて、簡単なところからぴっぴっぴっぴっぴっぱ引きをするというふうなことはいかがなものかなというふうに思っております。

そして、駅伝に人的な支援をする、そのことは財源なんか要らないわけです。人がかかわっていただければできることなんです。ですから、そのことももう一度お考えをいただきまして、スムーズに今後、来年からは前向きにそのこともやる方向で考えていくんだというふうなことも聞いておりますので、どういう形になるのか、ぜひご支援なりご協力がいただきたいなということも申し上げたいというふうに思います。

協働のまちづくりというのは、やはり今の現状をもっとよくしたいと、みんなで頑張ろうということだろうと思うんですね。それは町長もいろいろと答弁されましたけれども、それにはやはり、行政と町民とお互いに理解する、そして例えば行政の職員も、町民の側に立って物を見ると、こういうことがなければ、お互いの理解というのは進まないんだろうというふうに思っておりますので、ぜひ今後も協働のまちづくりに向けて推進をしていただきたいというふうに思います。

それから体協ですけれども、15回の検討会をされて、いろんな議論の積み重ねでこうして新しい体協になったと、形をつくったんだというふうなことでありますけれども、今までずっと地域の中でそれぞれ体協の運用をされてきました。そのことは、地域のベースなんですね。新しい体協をつくって、この組織があるからこうなんだ、枝葉をこうなんだということよりも、もう少し下からの積み上げ、このことによって組織を形成したりすることが大事ではないかなというふうに思っております。

一例を申し上げますと、総体があったというふうに聞いているんですね。新しく。会長さんお

られますけれども。そのことすら、旧町の体協の会長さんには、何も連絡もなかったと。知らん間にやっておったというふうなことも聞いております。手紙の1本、電話の1本ぐらいできるはずです。そういうことがあるから、もう与謝野町の体協ども知らんとか、勝手にやんないとか、こういうことにつながっていくんですね。

ですから、そういうちょっとした配慮、そういうことが大事ではないかなというふうに思っておりますので、会長さんがおいでますので、ぜひそのことも受けとめていただけたらありがたいなというふうに思っております。

それから入札ですけれども、簡単に言います。この間、NHKのクローズアップ現代でもこのことがありまして、コンプライアンスの遵守ということなんですが、いわゆる地域の経済ということも確かにあるというふうに思いますので、建設業は、そういうことも十分考慮していただけたらなと思うんです。

議 長(糸井満雄) ゼロになりましたので、ここで質問は終わりとさせてもらいます。 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) まさしく今田議員さんがおっしゃいました、駅伝についても今までは区長が先頭になって地域の中で盛り上がってやってきたと。そしてまた、それらに対して旧体育協会の行事の1つとして、みんな一緒に頑張ってやってきたと、まさしくこれが共助と言いますか、地域の中で自分たちでやってこられた。そこの中での行政とのかかわりだというふうに思うんですけれども、パートナーということについては、何もかにも一緒にやっていくという、そういう意味ではないというふうに思っております。それぞれの役割をきっちりと明確にして、そして自分たちの役割を果たしていく、責務を果たしていく、それの一つが地域のそういう思いを持っておられる皆さん方が今まで続けてこられたことが、そうした熱い思いがやはり原点だというふうに思いますし、それをどうつなげていくかは、やはりその地域でもしっかりと考えていただくことが大事ではないかというふうに思います。

例えば、ごみの例を挙げられました。これは地域の皆さんだけではできない、どっちかというとやはり行政がやらなければならない責務の一つだというふうに思いますし、それらを履行していくというか、守っていくということと、やはりそれぞれの行政が責任を持ってやらなければならないこと、また地域の団体の皆さんや地域の方にお世話にならなければならないこと、自分自身のことを自分自身でやっていく、それらの役割分担といいますか、それを明確にした上で、理解した上で、お互いに協力をして一つの目標に向かって進んでいくというのがパートナーシップだというふうに思います。

そうした意味で、せっかくのそういう気持ちや思いがきちっと伝わらなかったり、あるいは理解されてなかったというところに、今回は問題があったんではないかというふうに思いますので、やはりそれらについては、もう一度きちっとお互いに話し合いをした中で、どこまでをどう分担していくかということになろうかと思います。例えば、先ほど言われましたように、道路を走るには警察の届けが要ると、大江山登山マラソンのときでもなかなか行政が申し上げても難しい部分がございましたので、基本的にはそうした法律に、したくてもできないということが起こり得るかもわかりませんし、それらのこともやはりきちっとお互いにできる責任といいますか、仕事

の範囲というものも確認しながら、今後においてはいろんな形でのまちづくりが必要でないかと いうふうに思います。

それから入札の件ですけれども、新町になりまして一定の入札制度の方向性については、部内でも協議をし、今のやり方でやらしていただいております。ほかの町の取り組みでもいろいろと新しい取り組みをされているところもありますし、できるだけ透明性のある公平な形でということについては、これは常々考えていかなければならないことだというふうに思いますし、これで入札制度が成り立っているから、これで終わりというのではなしに、いろんな研究や検討も今後についても、担当課も含めた中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議 長(糸井満雄) 垣中教育長。
- 教 育 長(垣中 均) 私の所管に関しますことに対しましてちょっとお答えさせていただきます。

一つは、旧町での教育委員会事務局と、それから体育協会とのそのかかわり方の違いというのが多くあったと、そのように思っております。先ほど議員さんおっしゃいましたように、行き違いがあったとかいうことがあったと思いますけれども、それは私自身もそのように思っております。いわゆる、旧町での教育委員会事務局と体育協会とのその関係の密度の違いというふうに申しましょうか、そこから受けとめ方が違っていっているのが3町公平に見させていただいておりまして、違いがあることは事実でございます。

いずれにしましても、私自身第1回のこの議会だったと思うんですけれども、社会教育関係についてのお尋ねがあったときに、このように答えさせてもらったはずでございます。いわゆる、旧町それぞれの歴史やその土壌の中で、社会教育、体育を含めまして、それぞれつくってきています。それを一律にやろうとする気は、これは私自身は毛頭そのように考えていないと、それは社会教育や、それから社会体育等とそれは自殺に追い込むようなものだというように答えさせてもらったと思っておるわけでございますけれども、一貫してその姿勢で合併の問題もそれぞれあたってきたわけでございます。しかしながら、先ほど申しましたような点で、受けとめ方のショックが大分違ったんではないかと、そのように思っております。

それからまた、お尋ねの事務局の話についてでございますけれども、先ほども答弁させてもらいましたように、新しく体育協会を設立するにあたって、旧3町の体育協会長さんから旧3町の教育長の方に申し出がありまして、本来体育協会が自前で事務局を持つのが、これは体育協会のあり方でございます。しかしながら、今すぐそのような体制にはまだまだできませんので、当分の間事務局の方お世話になれないかという要望がございまして、旧3町の教育長の方、そのように当分の間は面倒を見させてもらいますと、そのような回答をさせてもらい、今日までそのような形で務めさせてもらっておりますので、一日も早く体育協会自身が本当に自立し、事務局を持てるような、そんな体協に成長していただくことを祈念している次第でございます。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) これで今田博文議員の一般質問を終わります。

次に、10番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

10番、赤松孝一議員。

1 0 番(赤松孝一) それでは私は、食育の推進計画と放課後教室の2点につきまして、町長に質問を

いたします。

まず最初に、全く質問内容とはある意味で異なったことではございますが、けさほどの新聞に 丹後短歌コンクール、これは丹後地区の広域市町村圏事務組合が主催で行った丹後の短歌コンク ールの一般の部の最優秀に、峰山高校3年松尾哲裕君と書いてありましたが、これは峰山高校に 在住されていますけれども、多分この短歌からすれば江陽中学校の卒業生だろうなというふうに 思います。

『ここからだオレがスタート切ったのは天築ヶ丘の春風のもと』というふうな、天築ヶ丘と言えば江陽中学校のある丘でございますので、こういった方が一般の部の最優秀賞をとっておられました。遠いところから応募があったようでございますが、その中から最優秀ということで、いい生徒がいるなと思っていましたし、また小中学生の部の優秀作品は5点選ばれたようでありますが、5点のうち3点が、与謝野町の小中学生でございました。

江陽中学3年の河嶋さんの『橋立の海辺を歩くワンピースやけにまぶしく目をそらす僕』それから山田小学校6年の小谷亜未さんですか、『ひまわりのきれいな里だ野田川は笑顔いっぱいさきほこってる』同じく山田小学校6年の浪江由唯さんの作品は、『与謝野町千年ツバキやひまわりや雲岩ツツジで四季あざやかに』というふうな、このようなこれは合併あったからこそ生まれた短歌であろうというふうに考えていますので、先ほどから合併の効果はというようなことをよく言われますが、こういった子どもたちの心の中に、このような歌が詠んでいただけるような環境が、徐々にではあるが出てきているんだなというふうなことを感じるけさの新聞でありました。また、こういった子どもたちが健やかに大きくなるためのことをお話しするわけですが、皆さんもご存じのように、食育基本法というものが17年の7月に生まれたわけでございますが、これは今からいいますのは、私がたまたま先月の私の後援会の挨拶の中で私がしゃべった部分の一部分でありますが、少し読ませていただきます。

『小児は徳育よりも、知育よりも、体育よりも、食育が先。』これは明治時代の著述家村井弦 斎氏の提唱であります。私も、食育と地産地消の件には深く関心を持っています。特に成長期の お子さまを持たれているご家庭では、特に注目をしていただきたいものです。国も現代社会にお ける栄養の偏りや、不規則な生活による食生活の乱れが、国民の健康をむしばんでいる状況下、 昨年の7月に食育基本法を施行し、これを受けて本年の3月に食育推進基本計画を策定をしてい ます。

私も個人的に赤松食育推進計画、これは名前は推進計画でありますが努力目標をつくりました。 まず一つは、できる限り地元産のお米や野菜、調味料、近海の海産物を食材とする。地産地消を 考える。

二つ目には、調理のお手伝いを子ども、家族も一緒に作業する。ここで協働でありますが、協力して働くと。

三つ目には、家族で食卓を囲むと。共に食事をする共食であります。

四つ目には、手を合わせ「いただきます」「ごちそうさま、おいしかった」と声を出す。これ は感謝の気持ちであります。

このような、これが勝手につくった私の努力目標であります。厚生労働省の平成15年の朝ご 飯の食べない人のことを欠食率というそうでございますが、小学5年生で15.6%、中学2年 生で19.9%とされています。これは大変成長期における心身の健康を脅かす要因の一つです。 皆さんも我が家の食育について家族で話し合ってくださいと、ここまでは私が先月の11月に述 べた、お話しをした部分です。

このように、食育といったものは非常に大切であるということは皆さんもご存じだと思うんですが、やはり人間は食べたものによってできているそうです。肉を食べれば、肉を食べた人間になるそうですし、野菜を食べれば野菜を食べれる人間になるそうです。これは動物でも一緒だそうでございます。

そういった中から、昨年できましたこの食育の基本法は、農林水産、厚生労働省、それから文部科学省、こういった3省にわたりましていろんなことが書いてございますが、特にこれからのことし3月にできました基本計画の中の概要の中の一部分でありますが、平成22年度までに向けての目標数値がうたってあります。

まず、食育に関心を持っている国民の割合を増加しようと。平成17年度が70%とするならば、90%以上にもっていこうと。それから、朝食を欠食する、先ほど食べない国民の割合を減少しようと。小学4年生を0%にもっていこうと。それから20歳代の男性、30歳代の男性、いずれも15%以下にしようと。それから学校給食における地産の地場産物を使用する割合を増加しようと、これを30%以上にしようと。それから、食事のバランスガイド等を参考に、食生活を送っている国民の割合を増加しようと、60%以上にしようと。それから私のようなメタボリックシンドロームを認知している国民の割合を増加しようと、80%以上にしようと。それから食育の推進にかかわるボランティアを20%以上増加しようと。教育ファームの取り組みを出されている市町村の割合を60%以上にしようと。それから、基礎知識を持っている国民の割合を60%以上にしようと。ここで最後に、推進計画を作成または実施している都道府県及び市町村の割合を、都道府県は100%、市町村は50%以上にしようと、このような目標数値がうたってあります。

ほかにもいろんなことが全国で行われているわけでございますが、いちいち申しませんが、京都府は全国レベルで非常に低いレベルで、まだまだ京都府もこれから基本計画を立てるという、よその他府県でも既に相当の突っ込んだ事業を展開されていまして、もう既に成功例が上がっているところもあるようでございます。これはもう平成12年、13年から取り組んでおられますので、そういったことでありますが、いよいよこういった形で国の方も非常に期待していますし、実際に私たちの健康については、自分たちで守るわけでございますから、この問題につきまして、京都府はまだまだのようでありますが、やはりこの与謝野町、いち早くこういったところにも目をつけて、健康な子どもたち、また大人をつくっていけばというふうな気持ちでいますので、そこでそういった基本計画につきまして、どのようなお考えをお持ちなのかということについて、きょうは質問をさせていただくわけでございます。

それから続きまして2点目は、もうこれもご存じのように、国の方針もよく変わるものでありまして、にわかにという言葉があてはまるぐらいのことでありますが、学童保育、学童保育と言っている間に、今度は全国のすべての公立小学校で放課後教室をしましょうと。これも文部科学省と厚生労働省が共同事業でやるわけでございますが、もう既に予算要求もされまして、来年度の総事業費は1,000億円という枠組みで、国が3割、都道府県が3割、自治体が3割という

ふうな、もう既にはっきりと予算づけもされています。これはもういろんな点もあるわけです。 特にたまたまた与謝野町の場合はですね、特に野田川町区域の中では立派な施設も建て増し建設 もしましたが、今現在、8月は夏休みですから、例えば6月を見ますと、今旧野田川町関係で 81名の児童が学童保育にお世話になっています。加悦町では47名であります。これは8月に 入りますと、旧野田川関係は115名、旧加悦町が73名、計188名の児童がお世話になって いるわけです。

これに対して、指導員は6月の場合で10名、8月の場合で18名というふうになっているわけですが、これがいよいよこの放課後教室が始まりますとですね、これ本当にこのとおりにするならば、いいことづくめであるわけなんですが、ただしそれに異を唱えられる意見も出ていますが、実際にこの放課後教室ができるとするならば、毎日でありますし、それからちょっと簡単に、もう皆さんもご存じだと思うんですが、スタッフは教職員や0Bや地域住民でしますと。それから、共働きの家庭の子どものお家は、さらに時間を7時まででも延長しますと。そして小学校の校庭や教室や体育館を利用いたします。それから、授業の予習や復習なども学びもあれば、野球やサッカーなどのスポーツもしましょう。図工や折り紙などの文化活動もしましょう。地域のお年寄りなどとの交流、お手玉やメンコなどの遊びもしましょうというふうな、希望すれば毎日参加できるというふうなことがうたってございます。

こういった非常に新しい、いわゆる子育てをする親にとっては小学校で学校が終わったらそのまま残ってですね、5時6時、ことによると7時まで学校の先生や地域の人たちに守られて、特に団塊の世代の教職員の退職がどっと出ますので、そういった方を文科省もあてにしているようでありますが、そういったプロの方々にお世話になろうというふうな予算づけもされていますし、こういったことがいよいよ来年度から実施すると、2007年と発表しているわけですが、これに対しまして、与謝野町のきょうまでの学童保育との関係とか、どのようにこの事業自体をとらえられておるのか、町の方の方針をお伺いをしたいものであります。

以上、2点をお尋ねをいたします。

#### 議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 赤松議員さんのご質問にお答えしますまでに、先ほどご紹介がありましたように、 本当にうれしいことに、丹後といいますか、この与謝野町の子どもたち、また高校生も含めて、 本当に健やかに元気に育ってくれていることを本当にうれしく感じております。加悦高にしましても、クラブ活動等も頑張っておりますし、いろんな統計のコンクールに与謝野町の子どもたちが入賞したりというようなことで、文化的な面でも本当に頑張っている子どもたちがふえているということについては、大変うれしく思っております。

そうした中での、この子どもたちをどう育てていくかということになろうかと思いますけれども、まず1番目の、「食育の推進に関する施策と基本的な姿勢」ということでございますが、先ほどおっしゃったように、平成17年6月10日に食育基本法が施行されまして、法律の第18条には、「市町村は国の食育基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、区域内における食育の推進に関する施策についての市町村食育推進計画を作成するよう務めなければならない。」というふうにうたわれております。

社会情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい毎日を送る中で、「食」の大切さを忘れがちにな

り、現在の食生活においては、栄養の偏り、あるいは不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などの問題がありまして、改めてみずから「食」のあり方を学ぶことが求められております。そうした意味から、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが課題であるということからこの法律が制定されたところでございます。

結論から申し上げますと、当町では「食育推進計画」の作成ができておりません。そこで、現状を報告いたしますと、教育委員会所管の学校給食では、子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図れますよう、地元のお米あるいは野菜の食材を活かした献立の給食づくりに努め、また、学校の授業の中でも学校農園をはじめ、理科や総合学習の時間に農作物の育ち方を学ぶなど、さまざまな機会を捉えて指導をしております。

また、農林課では、地産地消の観点から農家の方に特産物づくりを推奨したり、保健課では、 食生活改善委員の協力を得て、家庭での健全な食習慣を呼びかけたりと、おのおの所管課におき まして食育の推進につながる事業にもう既に取り組んでおります。

しかし、昔からの「ご飯」を中心とした食生活から、脂質のとりすぎや炭水化物の摂取量の減少といった現在の食生活のあり方、あるいは残業や子どもの塾通いなど、家族のライフスタイルの変化を改善していくためには、行政が食育推進計画を作成するだけでは、解決できるものではございません。

やはり、私たち一人一人が、みずからの食生活と健康を見直し、豊かで楽しい食卓づくりに心がけることが大変肝要であり、食育を推進すると申しましても広範囲でございますので、「食育とは何なのか?」「なぜ、今、食育が必要なのか?」といった点を切り口として、町を挙げた取り組みの一つとして、今後検討していきたいというふうに考えております。

それから2番目の「放課後教室」のご質問についてお答えをいたします。

本年9月、平成19年度概算要求において、「放課後子どもプラン」を創設するため、文部科学省と厚生労働省からあわせて327億3,000万円が要求されたということが公表されました。

目的は、地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村において、教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、原則として全小学校区において、文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業つまり「放課後子どもプラン」を推進するものでございます。

「放課後子ども教室推進事業」は、19年度に創設される事業で、すべての子どもを対象とし、 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちととも に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の取り組みを実施するもので、学ぶ意欲の ある子どもたちに学習機会を提供しようとするものでございます。

一方、「放課後児童健全育成事業」は、共働き等による留守家庭のおおむね10歳未満の児童を対象にしておりまして、与謝野町では、加悦及び桑飼小学校区の「ちびっこ元気クラブ」、与 謝小学校区の「にこにこ与謝クラブ」と三河内、岩屋、市場、山田、石川それぞれの小学校区に おいて、放課後児童クラブを実施しているところでございます。

「放課後子どもプラン」は、小学校内で行うことを基本とし、事業計画には、教育委員会と福

祉部局との連携、運営委員会の設置、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携、利用者数の見込みなどを盛り込むことになっておりますが、まだ、概算要求におけるイメージ案が示されたに過ぎません。

両省からの補助金は、都道府県において一本化して交付されることになっており、今後、コーディネーターの配置など具体的な事業内容が示されるものと思いますので、教育委員会と福祉課が連携し、事業の円滑な推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、赤松議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

## 議 長(糸井満雄) 赤松議員。

1 0 番(赤松孝一) ただいまの町長にご答弁いただいたわけですが、いわゆる食育の方なんですけれ ども、これがいわゆる食育がいろんな参考例を見ますと、いわゆる古くから伝わる地域の食材で あったり、また料理であったり、それが文化に触れたり、その地域のなぜそれが生まれたかとい う特産品の一定の勉強になったりですね、それが次には、観光に結びつくというふうな、食育の 方から始まったことが、非常に裾の広がりが広いといったことで、特に村おこしなんかにもそれ が通じている部分がたくさんあるようでありますので、京都府はまだまだ今からだと思いますが、 与謝野町も町長がおっしゃったように、ぜひとも検討していっていただきましてですね、いろん な団体も入れますし、食べるということは人間の原点でありますから、だれもが加われる、非常 にこのごろお年寄りのおじさまの食事の教室もあるようですが、これはいわゆる好評のようであ りますし、いろんな角度から、これは入りやすい事業であると。ましてコミュニティも十分とれ るということでありますので、また地元のお百姓さんもよろこんでいただけるというふうな、い ろんな意味でこれは取り組みやすい事業であるなと思いますので、余り食育というふうな難しい 言葉にこだわらずに、入れるところは入っていただきたいというふうに思うのが1点であります。 それから、今の放課後プラン、放課後教室でありますが、確かにまだ今できたてほやほやのプ ランでありますので、どこからいわゆるジョイントしていけばいいのかわかりにくいんですが、 もう少しちょっと、例えば今後来年度は無理でも再来年はこうなるだろうとか、ちょっと今の町 長の答弁いただいたので、ちょっと私がイメージもできにくいのでですね、例えば今現状ある学 童保育と新しい放課後プランと両立でいかれるのかですね、いずれは片方に移行されるのか、今 すぐどうこうとは思いませんが、基本的にはどのような方向になっていくのか、もしももう少し 具体的にわかりやすく答弁いただければありがたいんですが、以上2点です。

#### 議長(糸井満雄)太田町長。

町 長(太田貴美) はじめの食育の件ですけれども、地方の食材を利用して、それがいろんな分野に 広がるんではないかなということについて、たまたまきのうの町長のつれづれ日記に鯖のそぼろ 寿司のことについて、ちょっと思ったことを書いているんです。京都なんかのお寿司とは違って、 この鯖を使った寿司というのは、非常に素朴なものですけれども、それはこの地域にしかないお 寿司です。それらは、この間ちょうと子育てフェスティバルを婦人会の方たちがされて、その料 理のつくり方、自分たちで手作りでして、そしてそれを皆さんに提供するようなこともされてお りました。

食生活改善の委員さんたちも、そういう地元の食材を使って、健康のためにいいようなそうい ういろんな料理の文化祭のときに、ちょっとコーナーをつくってはお知らせしたりしておられま す。既にそうしたことも始まっておりますし、またそのそぼろ寿司をファーマーズライスのところで一つの目玉商品として、各有名デパートに卸しておられるか、卸そうとしておられるか、そういう動きもあるようでございます。

自分たちの地域のお寿司を全国へ発信していく、郷土のお寿司を親から子へ、子から子へとつなげていく、これも大事な一つの食育の一つではないかというふうに私自身も考えますし、そうした地域の文化や、またそれが特産品として売れていくような、そうした取り組みというのは、なかなかいろいろな考え方ができる取り組みではないかというふうに思いますし、幸いなことに、与謝野町には今のところ給食センターもございますから、子どもたちにやはり地元のものを提供していくということが最大の取り組みやすい一つではないかというふうに考えております。

昨日だったか、ちょっと私もはっきり読んでないんですけれども、新聞にも京都府もできるだけ京野菜といいますか、京都の野菜を100%使っていくような、そういうことも推進されておりますので、食材としては、幸いなことにこの与謝野町、山から海までのいろんな食材が豊富にあるわけですので、それらを生かした、郷土を愛するということにもつながることでございますので、そうしたものの食を通じての教育が進められればいいなというふうに考えております。

それと2点目のこの放課後教室の件ですけれども、正直、先ほども言いましたけれども、私自 身もイメージとしてはどうもわいてこないというのが正直なところです。

学校の校舎あるいはグラウンドを利用して、子どもたちにそういう場所を提供していくということは、大事なことでしょうし、学童保育等もそういう形でできればよかったんですけれども、やっぱりその町、その町の地域性というものがあるんで、それらを無視したとまでは言いませんけれども、そういう事情も何か机上の計画のような気がして仕方がないわけです。

そうした場所を提供すること、またその学びの学習をすることもやっていくということですけれども、余りにも学校にいる時間が長くなってくる、なんか管理をしていくと、なんかそういうような感じがどうも強く感じられますので、そういったことにならないように、やはりこういった制度をうまく利用して、子どもたちの安心・安全に育つ環境を整えていくということがまず第一義だろうというふうに思いますので、それらも含めて、今後やはり教育委員会、あるいは福祉課担当等も含めまして、もう少し協議をしていくと言いますか、方向性を見いだしていきたいなというふうに考えております。

実際にお答えにならなかったと思いますけれども、正直なところ、今後いろんな協議を通じて、 また国の動きを見ながら、できるだけ子どもたちの安全、安心な生活が確保できるように努力を してまいりたいというふうに考えております。

### 議 長(糸井満雄) 赤松議員。

1 0 番(赤松孝一) もう今十分答弁いただきました。これからはちょっと質問ではなくて要望になるんですけれども、今の食育の問題、町長もおっしゃったように、非常にこれによって村おこしなんかができる地域もあるんです、それがきっかけになって。今おっしゃいましたように、非常にこの当地域は食材に恵まれていますので、もしかすればその辺にこの与謝野町の新しい方向性が、特に加悦町さんが取り組まれます循環型農業を含め、いろんな意味でこれからの農業の法人化等も含め、私はそういったところにある程度この与謝野町の経済的な部分、いろんな部分でまた、ただ単に健康だけではなしに、いろんなヒントがひそんでいるんではないかという気がしますの

で、ぜひとも各課の方がですね、手をとりあっていただきまして、そういった方向もさっき町長おっしゃったように研究をしていただきたいというふうに思って、これは要望しておきます。

それから、放課後教室の方もですね、実際にこの文科省の発表が事実とするなら、疑うわけじゃないですが、これができるとするならば、学びの部分は教職員のOBや、いわゆる教職を目指す大学生に学習アドバイザーが担当をしてですね、また遊びの部分は地域のお年寄りや、また地域のいわゆるボランティアの方々に、いろんなパチンコだとかメンコだとかお手玉だとか教えていただくというふうなことになっているわけなんですか、そうするとやっぱりこのいわゆる今、学習塾に行きたくても行けない子どももいるわけですわね。これをすると無料なんですね。この決まった時間までは。ただ、6時以降は、ひょっとする利用料や開設時間は市町村で異なりますけれども、いわゆる全児童を対象にした時間は基本的には全く無料だと。それ以降の部分については、有料かもわからんと書いてあるんですけれども、はっきりしてないんですけれどもね、ただ、そういったことが本当にでき得る方向性があるんならば、私はやはり、学習塾にやれない親にとっては、非常に朗報だなと思っています。

それから、実際に地域のいわゆるお年寄りなんかと、本当に古くから伝わるそういった遊びがですね、ビー玉とかメンコだとか、できるものならありがたいです。ぜひともこれもですね、今の町長がイメージがわいてこないとおっしゃって、私もイメージがわいてこない、私自身の部分はあっても、もうひとつ町としてどういうふうになるのかわかりませんので、ぜひとも福祉の方の部分とですね、教育の方の部分と、その辺の課が連携してですね、でき得るならば、こういった方向に行きますよというふうなことをですね、早く我々にも情報を教えていただきたいというふうに思っています。

これは知っている親御さんはもう既に知っておられて、非常に期待されている向きもありますのでね、ひとつぜひとも、こういう情報を今新聞等で発表していますので、詳しいお母さん方はもう既にこういう情報をキャッチされていますので、ぜひとも与謝野町の方向づけはこうですよということは、ぜひともいつまでもイメージがわかないではなしに、できるなら、早い時期にイメージをつけてほしいなというようなことを要望しておきます。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) これで赤松孝一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、12月21日午前9時30分から開議しますので、ご参集いただきたいと思います。 大変ご苦労さんでございました。

(散会 午後 0時00分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会	議	長
同	議	員
同	議	員